

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会地区内では温泉旅館が建ち並ぶ天ヶ瀬温泉地区において、10mを超える浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会の地区一帯は、土砂災害危険箇所が広く分布するエリアとなっている。

上津江・中津江・前津江地区一帯では、地滑りやがけ崩れ等、土砂災害が生じる恐れのあるエリアとなっており、振興局や小中学校が立地する前津江町大野地区をはじめ、地区住民が利用する施設が集積しているエリアにも危険箇所が分布している。

大山地区は地区内を貫く国道沿いのわずかな平地が生活の基盤となっているが、その周囲は土砂災害が生じる恐れのあるエリアとなっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で10%以上の確率で発生するとされている。

(その他)

市内の珍珠川流域の天ヶ瀬温泉旅館街は、これまでも数々の水害に見舞われてきた。明治22年、大正10年、昭和28年の大水害のほか、近年では平成17年、平成19年、平成21年、平成30年にも浸水被害が発生している。

市内の気候は、中心部は内陸型、また南部及び北部は山地型気候に属しており、年平均気温は15.8℃、最近10年間の年平均降水量では日田市街地周辺（日田観測所：気象庁）で1,900mmを超え、南部の釈迦岳（椿ヶ鼻観測所：気象庁）で3,300mmと、中心部である盆地部と当会地区内の山間部とでは降水量に大きな開きが見られる。

また、月別降水量としては6月から7月の梅雨期に出水が多い地域となっている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 471人
- ・小規模事業者数 423人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	83	78	製材業においては管内に広く分布
	卸売・小売業	128	107	管内に広く分布
	サービス業	145	127	宿泊業は、天瀬地区の珍珠川沿いに多い
	その他	115	111	管内に広く分布

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・自主防災組織の強化
- ・防災士の育成
- ・備蓄品（食糧、毛布等）の整備
- ・情報伝達手段の多様化・多重化
- ・日田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

#### 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・大分県、当市開催の事業者BCPセミナーの周知、案内
- ・全国商工会連合会を通じて損保会社（東京海上日動火災、損保ジャパン日本興亜、あいおいニッセイ同和、三井住友海上）と連携した損害保険の周知及び加入促進
- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力

## II 課題

現状では、緊急時の取組については特段に取り決めもなく、各々の得た情報を共有するにとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分ではない。

また、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、それを補うための損保会社との連携についても不十分といった課題があるなど、全般的な整備が必要と考える。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事業者BCPの策定や自然災害等が事業活動に与える影響の軽減を図るための損害保険の加入など、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年6月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について、指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）。

#### 3) 関係団体との連携

- ・ 全国商工会連合会を通じて連携協定を結ぶ損保会社（東京海上日動火災、損保ジャパン日本興亜、あいおいニッセイ同和、三井住友海上）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 日田地区商工会経営力強化支援事業推進協議会（構成員：当会、当市、大分県西部振興局、外部有識者）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度5弱以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）

## ＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・地区内小規模事業者等の大まかな被害状況（会員等の建物、商品及び機械等被害や道路状況等）の把握を行い、商工会災害システム（全国連版）等を活用し、当市、県、大分県商工会連合会、本会本所支所間等の情報共有を図る。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、日田市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会（災害対策本部）と当市商工労政課との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担は、当会と当市の協議によりを決定する。
- ・被害状況を確認し、1～2日以内に情報共有する。
- ・当会と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回程度共有する
1ヶ月以降	随時必要に応じて共有する

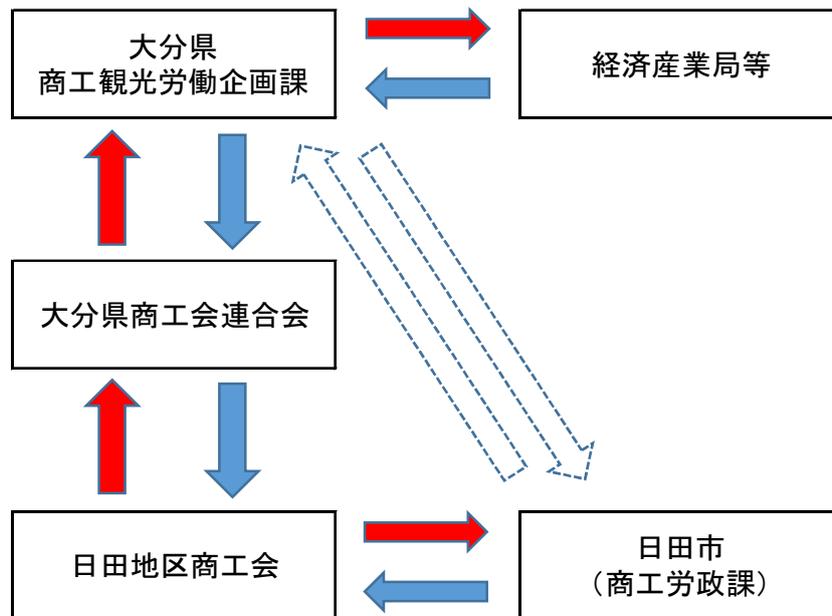
- ・当市で取りまとめた日田市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## ＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、日田市災害対策本部の指示に従いながら、当市商工労政課と当会が協議のうえ決定する。
- ・当会と当市は、「被害算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考にするとともに

に、市役所内の関係部署（商工労政課、防災・危機管理課等）との連携により、速やかに被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。

- ・ 当会と当市が共有した被害情報を、当会から大分県商工会連合会を経由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、本市から直接大分県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、当市の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害額が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

#### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

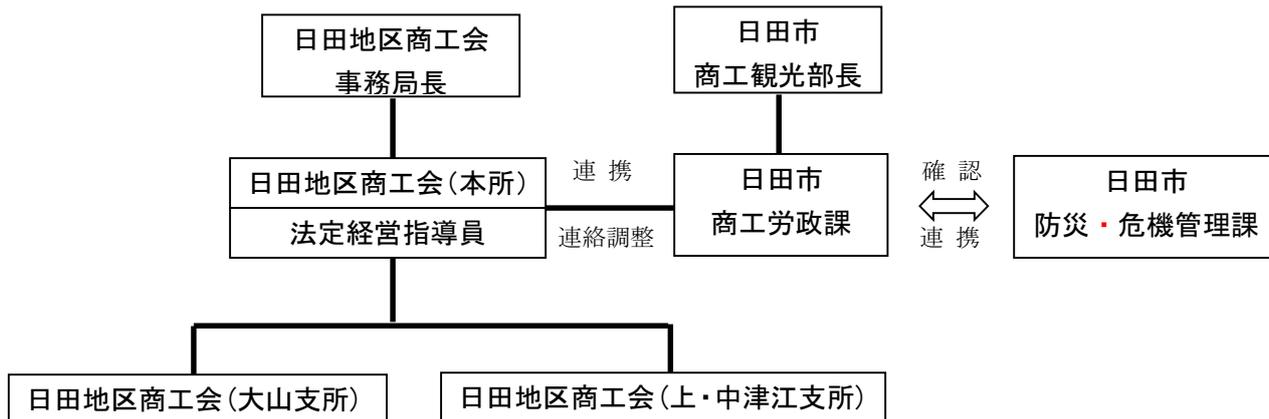
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山田尚記 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

法定経営指導員は、以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

日田地区商工会

〒879-4201 大分県日田市天瀬町桜竹 671-2

TEL : 0973-57-2976 / FAX : 0973-57-3624

E-mail : info@hitachiku.oita-shokokai.or.jp

②関係市町村

日田市役所 商工観光部商工労政課

〒877-8601 大分県日田市田島 2-6-1

TEL : 0973-22-8239 / FAX : 0973-22-8246

E-mail : shokoh@city.hita.oita.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	70	170	170	270	170
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作製費	0	100	0	100	0
・ 防災・感染症対策費	0	0	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、大分県補助金、日田市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等